

新法人発足に伴い、組合名は「日本原子力研究開発機構労働組合」となりました。

独立行政法人日本原子力研究開発機構の発足にあたって

2005年10月3日

日本原子力研究開発機構労働組合
(旧 日本原子力研究所労働組合)
中央執行委員長 岩井 孝

特殊法人「改革」の一環として、これまで特殊法人であった日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構が廃止、統合され、新たに、独立行政法人日本原子力研究開発機構が、10月1日に発足しました。

私達は、新法人の発足にあたり、組合規約を改正し、組合名を「日本原子力研究開発機構労働組合」に変更しました。略称はこれまでどおり、「原研労、原研労組」を使用します。

日本の原子力において、基礎研究から応用まで幅広い分野を網羅するとともに、人材育成、安全行政の支援、安全性研究などを担ってきた原研と、高速炉・再処理・高レベル廃棄物という核燃料サイクルの実用化のための事業に特化されてきたサイクル機構では、事業の性格が大きく異なり、それぞれの職場の文化も違っています。この統合は、そうした事業の性格や文化の違いを全く無視し、日本の原子力の研究開発において何が優先されるのかという政策論議もないままに、閣議決定されたものでした。

日本の原子力平和利用においては、原発の安全問題や核燃料サイクル実用化の是非が国民的な課題になっています。私達は、これまでも、原子力の抱える困難を率直に認識し、安全性の向上をはじめとする研究課題に積極的に取り組むことが、公的機関として国民の負託に応えるものであると主張し、運動を進めてきました。行政改革の名のもとに、ここ数年来、原研の予算と人員の削減が強行されてきましたが、この統合を期に一層の削減が押し付けられようとしています。また、短期的な「成果」が強調されるあまり、地道な基礎研究や時間のかかる研究開発が軽視されようとしています。基礎研究や安全研究関連の縮小も危惧されます。この統合に関連する課題について、統合の論議や国会審議などを通して、労働組合として内外で積極的な問題提起や政策提起を行ってきました。

私達、原研労組は、これまで以上に、原子力の抱える深刻な問題を正面から受け止め、安全問題をはじめとして内外に積極的に発言し、運動を進めます。また、新法人が本当に民主的で国民の負託に応える組織となるよう、チェック機能を果たすとともに、提言活動を行っていく決意です。

雇用や処遇をめぐる問題でも、原研に働く臨時職員を含めた職員の雇用を確保させることができました。しかし、統合後の処遇はいまだ明確にはなっていません。定年退職の年度末一本化という長年の要求は、統合のあおりで今年度の実現ができなくなりました。手当などでも、当局の現在の提案のままでは切り下げになる職員が出てきます。統合後の様々な処遇の問題には、今後とも全力で取り組んでいきます。

私達は、今後は、新法人全体を視野に入れ、組合員のみならずと力を合わせ、職場全体の世

論形成を図りながら、運動を進めて行きます。組合員のみならず、新法人の職員のみならず、原研労組に対する一層のご支援とご協力をお願いいたします。

9月29日(木)

研究所、給与などにかかわる 34 件の労働協約の解約を予告

また、6月30日に解約予告していた緊急呼び出しや直バスなどにかかわる8件についても予告どおり解約すると言ってきました。

研究所は、解約を予告しても、新しい協約を作るための協議はやっていくつもりと言っていますが、そもそも統合の日を迎えた今となっても、新法人での労働条件が決まらないのは、労組が要求を厳しくしているというよりは、研究所やサイクル機構がぐずぐずしていたからです。それを解約予告するとは、労使間の信頼関係を傷つける行為です。労組は「けしからん」と言っておきました。

なお同日、「宿舍管理にかかわる経費の負担区分」について新しい提案もありました。内容は後日報告します。

投稿

JCO 臨界事故

事故原因は、ほんとうに解明されたか？(8)

久しぶりに書いた前回の7回目の標題の投稿(あゆみ速報 No.4584、2005.5.18)に、恐れ多くも書記長の花島さんから暖かい励ましの投稿(あゆみ速報 No.4585、2005.5.25)を頂き感激しました。ただ、その中で「N生さんの主張に近かったから安心したのだと思います」とありますが、私はこれまでの投稿で、何か臨界管理の手法に関して「かくあるべし」という主張をしてきた訳ではありません。私みたいな原子力の世界の隅っこで仕事をしている者が教科書的に学んできたことから考えても、「クロスブレンディング」という作業は無茶苦茶じゃないですか、どうしてそれに原子力の専門家の方々が異議を唱えないのですか、という疑問を提起してきただけなのです。ですから、その点はちょっと同意できませんが、その部分を除けば、花島さんの投稿の内容に私も全く同感です。前置きはこれぐらいにして、7回目の投稿の続編を書きます。

政府答弁書では、

「貯蔵に係る適切な臨界管理の方法に従った」作業

平成12年(2000年)11月29日に日本共産党の吉井英勝衆議院議員がJCO臨界事故に関して政府に質問主意書を提出し、その中で、「無許可の『均一化工程』を伴うJCOの中濃縮ウラン溶液製造は、その当初から違法な作業だったのではないか」、「JCOは、均一化のための専用設備も無しに、製品容器をならべて、そこから10分の1ずつ汲み出して移し替える

クロスブレンディングは、 溶液を貯蔵する際に「その一環として」行う作業？

ですから、溶液の貯蔵に当たってはこのような堅固な貯蔵施設に収納し、確実に臨界安全を確保するというのが許可条件のはずです。この条件を素直に考えれば、溶液製造工程では U_3O_8 粉末の溶解は溶解塔で行うという許可内容だとされていますから、そこから 4 ㍑製品容器に取り出された溶液は、そのまま決められた通路を通して貯蔵施設に収納されなければならないはずです。間違っても溶解塔や貯塔などきちんと固定された単一ユニット、あるいは堅固な貯蔵施設以外のところで、1 バッチ以上の溶液がウロウロしていることなどあってはならないことだと思います。私には、貯蔵施設に通じる通路の床上に並べられた 10 本の容器に 1 バッチ分を同量ずつ分配することを 7 回繰り返し最終的に 7 バッチ分の溶液を並べてしまうクロスブレンディングという作業が、「適切な臨界管理の方法に従った」作業とはとても思えません。このような作業がどうして、貯蔵の「一環として」行う適切な作業ということになるのでしょうか。

それとも政府答弁書は、「硝酸ウラニル溶液の貯蔵に係る適切な臨界管理の方法に従ったとの報告を受け」ただで、適切か不適切かの吟味はしていないということなのでしょうか。

事故のあった JCO の転換試験棟の溶解塔や製品貯蔵施設、クロスブレンディングが行われたとされる通路などの配置を示す図を、学会の調査報告書より引用しておきます。

(2005.9.30 N 生)

『クロスブレンディング』という方法による ... 均一化作業は、1 バッチの質量制限で臨界管理するという許可条件に反するのではないかと等と質しています。

これに対して政府から 12 月 26 日に答弁書が出されています。その中で政府は、「(JCO の加工事業に係る許可申請書において、) 製造された硝酸ウラニル溶液を入れた複数の容器内の硝酸ウラニル溶液の濃度を同じにする作業(均一化)についての記載はない。しかしながら、(許可申請書においては、) 硝酸ウラニル溶液を貯蔵することについて記載されており、一般的に、液体を貯蔵する際には、その一環として、当該液体を別の容器に詰め替えて複数の容器内の液体の濃度を同じにすることはあり得ることから、硝酸ウラニル溶液に係る適切な臨界管理の方法に従った均一化については、JCO が許可された行為の範囲内に含まれていると考えている」、「(許可申請書において、) 複数の容器を用いて硝酸ウラニル溶液を貯蔵する場合については、容器ごとの臨界管理を行うことに加えて、容器間の配置の管理による臨界管理を行うことが記載されている。JCO が、硝酸ウラニル溶液を複数の容器から同量ずつ取り出して別の複数の容器に配分する行為(以下『クロスブレンディング』という。)による均一化を行うに当たっては、(許可申請書に) 記載された硝酸ウラニル溶液の貯蔵に係る適切な臨界管理の方法に従ったとの報告を受けており、当該報告が事実であれば、当該均一化は違法な行為とはいえないと考えている」等と述べています。

この政府答弁書の内容は、私が前回の投稿で長々と引用し大胆に要約した「クロスブレンディングによる溶液混合均一化工程は『臨界管理上の妥当性を欠いて』いて不適切」という原子力学会の事故調査委員会の報告書の内容と、大分整合が取れていないような気がします。誰かが言った訳ではないですが、とても「学問の世界と政治の世界で整合が取れていないのは当たり前じゃないか」とか言う冗談で片づけてしまっていていい問題ではないと思います。確か国会における質問主意書と政府答弁書というのは、実際の国会審議の場のやり取りと同等の重みを持つものだというふうに聞いた気がします。なお同様のやり取りは、平成 14 年(2000 年)7 月 25 日に提出された社会民主党の福島瑞穂参議院議員の質問主意書でも行われています。

製品溶液の貯蔵施設は、 「相互作用は考えなくともよい」堅固な設備

さて、JCO の許可申請書には貯蔵施設に関して、「転換試験棟製品貯蔵室の臨界管理」として「製品貯蔵室では貯蔵容器を厚さ 305mm(12 インチ)以上のコンクリート層で囲まれた格納缶の中で貯蔵する」、「貯蔵容器の直径を形状制限値(175mm)以下にするので安全である」、「格納缶を厚さ 305mm(12 インチ)以上のコンクリート層で囲うので他の設備との相互作用は考えなくともよい」などと記載されています(原子力安全委員会の事故調査委員会資料第 1-16、2-6-1、2-6-2 号など)。この貯蔵施設は、例えば巾と長さが 1,430mm、4,700mm、高さが 910mm のコンクリートの固まりに 305mm 以上の間隔を置いて 16 個のピット状の穴を設けたようなもの(このピットの部分を格納缶と呼んでいる)のようです。そして、形状制限された 4 ㍑入りの硝酸ウラニル溶液製品容器なら、このピットに縦に重ねて 2 本収納し貯蔵できるようです(同資料第 8-8 号)。

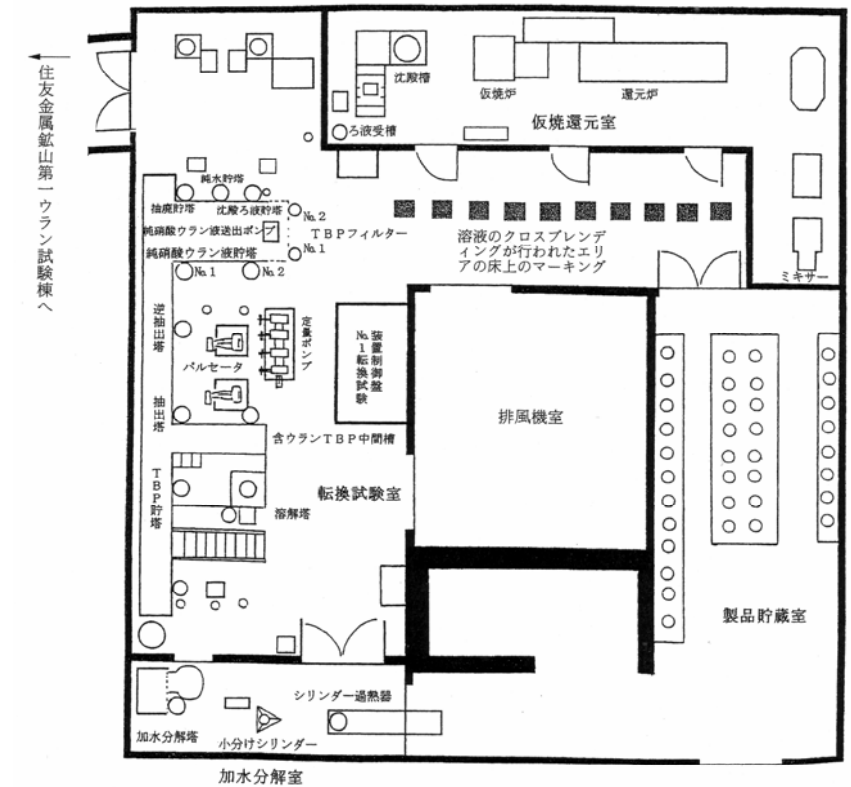


図 1.2 転換試験棟内の装置の配置